

# 情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

## 前文

日本国政府及びニュージーランド政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報が国家安全保障のため相互に保護されることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条 定義

この協定の適用上、

a 「秘密情報」とは、提供締約国の国内法令及び政策に従つていずれかの秘密指定に分類された全ての情報をいう。秘密情報は、その形態のいかんにかかわらず、提供締約国政府の権限のある当局によつて作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるも

のとする。

b 「権限のある当局」とは、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護について国内法令及び政策に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定される締約国政府の機関をいう。

c 「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d 「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e 「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であつて各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f 「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

g 「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

h 「秘密指定」とは、締約国政府によつて与えられる識別であつて、情報に与えられなければならぬ

必要な保護の水準を示すためのものをいう。

- i 「第三者」とは、この協定の締約国政府でないものをいう。ただし、この協定の適用上、いずれかの締約国政府が与える秘密情報取扱資格を有する個人は、第三者とはみなさない。

- j 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

## 第二条 秘密保持の原則

送付済秘密情報は、この協定の規定に基づいて保護される。受領締約国政府は、この協定の規定に基づいて、かつ、自国の国内法令及び政策に従い、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

## 第三条 国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従つてこの協定の可能な改正について検討するため、第十七条に規定するところに従つて相互に協議する。その間、

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び政策に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

#### 第四条 秘密指定

- 1 この協定に基づいて提供される秘密情報には、4に規定するいずれかの秘密指定を表示する。
- 2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。
- 3 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。
- 4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ニュージーランド
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET

<b>極秘／特定秘密</b>  <b>秘／重要経済安保情報</b>  対応する秘密指定はないが、ニュージーランド政府により 別段の通報がある場合を除くほか、秘として保護する。	<b>SECRET</b>  <b>CONFIDENTIAL</b>  <b>RESTRICTED</b>
--	---

## 第五条 秘密保持当局

1 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

ニュージーランド政府については、外務貿易省

2 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通

報する。

## 第六条 送付済秘密情報の使用

- 1 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に對して送付済秘密情報を提供してはならない。
- 2 受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに提供締約国政府によつて適用される制限に従つて、受領締約国政府の権限のある当局の通常の任務のためにのみ送付済秘密情報を使用する。
- 3 提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限並びに送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従う。
- 4 受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従つて、送付済秘密情報に關係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。
- 5 各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6 受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従つて、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を定めておくものとする。

7 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した送付済秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報することができる。

8 受領締約国政府は、提供締約国政府の権限のある当局の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報の秘密指定を変更してはならない。

### 第七条 送付済秘密情報へのアクセス

1 いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2 送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び政策に従つて秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。当該個人は、アクセスを認められる前に、送付済秘密情報の保護についての自己の責任に関して説明を受ける。

3 受領締約国政府は、個人に対し秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、並びに当該個人が秘密情報及び送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4 受領締約国政府は、秘密情報及び送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び政策に従つて適当な手続を実施する。

5 提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であつて第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものをしていることについて保証を得る。

## 第八条 訪問

1 両締約国政府は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を観察することを目的として、両締約国政府の代

表者による相互訪問を通じてこの協定の実施を促進することができる。

2 一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府によつて保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によつてのみ行われる。両締約国政府は、当該訪問の承認を、知る必要があり、かつ、前条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対しうのみ与えることができることに合意する。

#### 第九条 送付済秘密情報の開示

受領締約国政府は、自国の関係法令及び政策に基づく開示請求であつてこの協定に基づいて提供された送付済秘密情報に関するものを受けた場合には、自国の関係法令及び政策に従い、そのとる措置を書面により適時に提供締約国政府に通報する。

#### 第十条 送付されている間の秘密情報の保護

1 秘密情報は、それぞれの締約国の国内法令及び政策に従い、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

2　両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、提供締約国の国内法令及び政策に合致するものとする。

#### 第十一条 送付済秘密情報の保管

1　各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている施設の保安並びに各施設における送付済秘密情報の管理及び保護の責任を有する個人の配置を確保するために適当な措置をとる。

2　受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によつて送付済秘密情報を保管する。

#### 第十二条 送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国の国内法令及び政策に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によつて行われる。

#### 第十三条 送付済秘密情報の複製及び翻訳

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報を複製する場合（形式のいかんを問わず、翻訳する場合を含む。）

には、秘密指定の表示を含めるものとし、及びこのような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の

原本と同じ管理の下に置くものとする。

- 2 受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によつて行われることを確保する。

#### 第十四条 契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び政策に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

- a 契約者が、この協定の関連する規定において両締約国政府に求められる基準を使用することによつて送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。
- b 契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。
- c 受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によつて保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

## 第十五条 秘密保持に係る事象

1 受領締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつの影響を限定するため、自国の国内法令及び政策に基づき、全ての適当な措置をとる。

2 提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従つて、状況を特定するために調査を行い、及び適当な措置をとる。

3 2に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

## 第十六条 この協定の実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

## 第十七条 協議及び紛争の解決

1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議するものとし、いずれの締約国政府も、そのような

協議のために他方の締約国への訪問を要請することができる。

2 この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

3 両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議によつて解決するものとする。

4 3の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従つて解決されるものとする。

#### 第十八条 費用

各締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに予算に従い、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

#### 第十九条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

3 この協定は、一年間効力を有し、その効力は、毎年自動的に延長される。いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に對して外交上の経路を通じて書面により通告することにより、この協定を終了させることができること。この場合には、終了は、当該他方の締約国政府がその通告を受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

4 この協定が終了した場合においても、この協定に従つて提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従つて保護される。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ニュージーランド政府のために